

中川町簡易水道事業 経営戦略

**平成 30 年 2 月
北海道中川町**

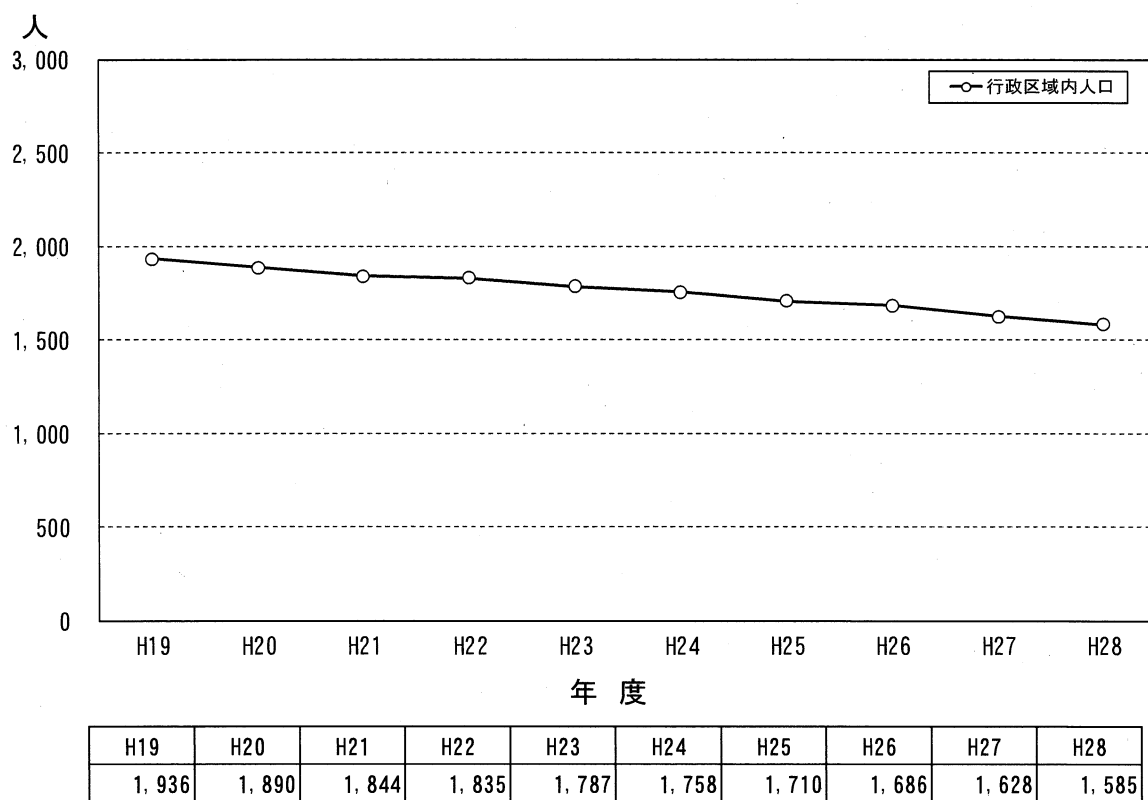
目 次

1	中川町の現状	1
2	簡易水道事業	
(1)	事業の現状	2
(2)	経営の基本方針	3
(3)	投資・財政計画	3
(4)	効率化・経営健全化の取組み	4

1 中川町の現状

中川町は明治 36 年の入植・開拓から誕生した町で、面積約 594 km²のうち山間部が 7 割を占める農山村地域です。昭和 32 年に 7,337 人を数えた人口も、平成 28 年度末時点で 1,585 人と過疎化が進んでおります。今後もこの傾向が続くと考えられます。（平成 28 年度中川町中川簡易水道事業変更認可申請書の予測によります）

中川町の人口の推移



2 簡易水道事業

(1) 事業の現状

簡易水道事業は、平成 27 年度までは、中川地区簡易水道と佐久地区簡易水道の 2 つの簡易水道で運営されてきましたが、平成 28 年度に統合認可を受けて平成 29 年度からは中川町簡易水道 1 本で事業運営されています。

中川町簡易水道の給水区域は、南北に 27 k m と広範囲に渡り、このため 4 箇所の浄水場より給水が行われています。

しかし、地理的・地勢的な条件及び給水区域の状況より、現在のところ浄水施設の統廃合は難しく、今後 10 ヶ年は同様な体制で運営されるものと考えます。

佐久浄水場については、近年の水源の状況変化により、現状の緩速ろ過施設では水質基準に適合する水の供給が困難になってきており、平成 28 年度認可を受け浄水場の新設を行う計画で進んでいます。

簡易水道施設の状況

項 目	規模・浄水方法等
計 画 給 水 人 口	1, 560 人
計画 1 日最大給水量	1, 310 m ³ /日
浄 水 場 施 設	①中 川 浄 水 場：緩速ろ過方式 720 m ³ /日 ②豊 里 浄 水 場：緩速ろ過方式 428 m ³ /日 ③佐 久 浄 水 場：緩速ろ過方式 70 m ³ /日 ④安平志内浄水場：緩速ろ過方式 92 m ³ /日

普及率については、99. 0%と高く、現在、農業事業により整備中の歌内拡張区域に給水が開始される平成 33 年度より 100%となる予定です。

平成 28 年度簡易水道普及率

地区	給水区域内人口	給水人口	普及率
中川町簡易水道	1, 576 人	1, 561 人	99. 0%

※給水区域内人口とは、簡易水道が整備されている区域に居住している人口

※給水人口とは、実際に簡易水道を利用している人口

(歌内地区以外の給水区域内の普及率は 100%となっています)

(2) 経営の基本方針

中川町では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えていますが、以下の方針に基づき簡易水道事業の健全な経営に努めてまいります。

以上を踏まえ、人口減少に伴う使用料のあり方など、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を計画期間とし、今後の簡易水道事業を効率かつ健全に運営するため本計画を策定します。

○ 安全な水の供給

- ・ 水源管理や水質検査の実施により適正な水質管理を図ります。
- ・ 佐久浄水場の新設により水道水質の改善を図ります。

○ 安定した水の供給

- ・ 管路の漏水調査により漏水箇所を早期発見し、効率的な更新計画を立てます。
- ・ 特に老朽化の進んだ佐久地区の管路の更新を行います。
- ・ 既存施設・設備の計画的な改修と更新を行います。

○ 持続的な水の運営

- ・ 定期的な料金体系の見直しにより安定経営を確立します。

(3) 投資・財政計画

①、②別 紙

(4) 効率化・経営健全化の取り組み

① 組織及び人材に関する事項

中川町環境整備課では、簡易水道事業及び農業集落排水事業（農業集落排水・特定地域生活排水処理・個別排水処理）を所管しています。

当面は地方公営企業法の適用を行う予定はありませんが、将来的には法の適用が予想されることから、上下水道の管理部門を統合して組織的に一体となって企業の運営を行い、経費の節減を図らなければなりません。

担当職員は、現在までに上下水道兼務で各種の業務にあたり経費の節減に努めていますが、さらに公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を導入して、経営能力の向上を図っていかねばなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、住民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、窓口業務や料金関係業務のアウトソーシングや資産管理（アセットマネジメント）も視野に入れ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるように定員適正化に取り組んでいきます。

② 簡易水道整備に関する事項

現在、課題となっている佐久地区の水質の改善のため浄水場を新設する他、耐用年数を過ぎた配水管の更新を重点的に行います。

浄水場の新設は、計画・設計段階で長寿命な機器の選定、老朽管更新では、長寿命な管材の選定を行い、トータルコストの削減にあたっています。

また、新設浄水場は、無人化が可能な膜ろ過施設の導入により維持管理費の削減を図っています。

③ 使用料、その他の収入に関する事項

簡易水道使用料は、公営企業として独立採算性の原則のもと、決定されることとなっています。

運営に伴う経費のうち、浄水処理や配水等にかかる経費（経常費用）を利用者からの使用料で負担する事とされています。

しかし、本町の簡易水道使用料は、平成 19 年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しております。

給水人口は減少傾向にあり、有収水量は年々減少し、それに伴い料金収入も減少傾向にあります。

また、経常費用に対する料金回収率をみると、平成 28 年度決算で 50%以下の水準にあり、経費の不足分を一般会計からの基準外繰入金にて補てんしているのが現状です。

簡易水道使用料収入及び供給単価

	H24	H25	H26	H27	H28
有収水量 (m³)	262,718	261,880	257,129	250,844	243,000
使用料 (千円)	48,582	50,197	49,130	48,340	47,392
供給単価 (円/m³)	184.92	191.68	191.07	192.71	195.03

※供給単価＝料金収入／有収水量（税込）

給水原価及び料金回収率

	H24	H25	H26	H27	H28
有収水量 (m³)	262,718	261,880	257,129	250,844	243,000
経常費用 (千円)	88,862	82,446	84,701	90,082	95,727
給水原価 (円/m³)	338.24	314.82	329.41	359.12	393.94
料金回収率 (%)	54.67	60.89	58.00	53.66	49.51

※経常費用＝総費用＋企業債償還金

※給水原価＝経常費用／有収水量

※料金回収率＝供給単価／給水原価

簡易水道の事業は統合により水道料金は町内一律であり、水道使用料は従量制として水道使用量を算定根拠としています。

料金の改定は、5年サイクルで農業集落排水使用料と共に見直しをしておりますが、事業継続には常に投資と財源のバランスを考える必要があります。更なるコスト縮減を行うことは当然ですが、財源となる簡易水道使用料の適正化に努め、住民理解も得ながら段階的に使用料改定を実施し、料金回収率の向上により経営基盤の安定化を目指します。

なお、料金改定の考え方は、平成28年度の「中川町農業集落排水事業経営戦略」に示されており、これに準じて計画を行います。

簡易水道使用料（現行）※税抜き

種別	項目	単位	料金
家事用	基本料金	8m ³	1,546円
	超過料金	1m ³	213円
営業用	基本料金	12m ³	2,667円
	超過料金	1m ³	222円
団体用(1種)	基本料金	16m ³	4,907円
	超過料金	1m ³	319円
団体用(2種)	基本料金	10m ³	2,565円
	超過料金	1m ³	255円
学校用	基本料金	24m ³	5,972円
	超過料金	1m ³	264円
浴場用	基本料金	16m ³	3,306円
	超過料金	1m ³	213円
病院用	基本料金	40m ³	16,037円
	超過料金	1m ³	222円
臨時用	基本料金	8m ³	4,991円
	超過料金	1m ³	611円
営農用	基本料金	10m ³	1,167円
	超過料金	1m ³	79円

簡易水道使用料改定計画（案） ※税抜き

種別	項目	H32年(改定)		H37年(改定)	
		料金	改定率	料金	改定率
家事用	基本料金	1,670円	1.08	1,753円	1.05
	超過料金	230円	1.08	241円	
営業用	基本料金	2,880円	1.08	3,024円	
	超過料金	310円	1.40	325円	
団体用(1種)	基本料金	5,300円	1.08	5,565円	
	超過料金	446円	1.40	468円	
団体用(2種)	基本料金	2,770円	1.08	2,908円	
	超過料金	357円	1.40	374円	
学校用	基本料金	6,450円	1.08	6,772円	
	超過料金	369円	1.40	387円	
浴場用	基本料金	3,570円	1.08	3,748円	
	超過料金	298円	1.40	312円	
病院用	基本料金	17,320円	1.08	18,186円	
	超過料金	310円	1.40	325円	
臨時用	基本料金	5,390円	1.08	5,659円	
	超過料金	855円	1.40	897円	
営農用	基本料金	1,260円	1.08	1,323円	
	超過料金	110円	1.40	115円	

現在は、一般会計からの基準外繰入をしなければ健全な経営ができない状況であり使用料改定のみならず、経費削減を徹底し、計画的な修繕等を行いながら少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。

支払利息の減少及び使用料改定に伴い、経費回収の増加が見込まれ、今後の見込みとして、一般会計繰入金も段階的に減少する予定です。

なお、資本的繰入金（建設改良費に伴う繰入金）についても、地方債償還金（元金）は平成 37 年度にピークを迎え繰入金も減少する予定です。

今後の推移

年度	有収水量 (m ³)	使用料収入 (千円)	供給単価 (円/m ³)	経常費用 (千円)	給水原価 (円/m ³)	料金回収率 (%)
H30	233,929	45,623	195.03	89,239	381.48	51.12
H31	231,885	45,224	195.03	89,426	385.65	50.57
H32	230,352	49,418	214.53	89,807	389.87	55.03
H33	233,126	50,013	214.53	89,845	385.39	55.67
H34	231,191	49,598	214.53	89,877	388.76	55.18
H35	229,001	49,128	214.53	90,342	394.50	54.38
H36	227,468	48,799	214.53	93,881	412.72	51.98
H37	225,242	50,738	225.26	94,534	419.70	53.67
H38	223,380	50,319	225.26	86,255	386.14	58.34
H39	221,300	49,850	225.26	79,687	360.09	62.56

簡易水道使用料の収納率については、平成 28 年度においては現年分 99.7%、過年度分 62.8%となっており、平成 29 年度に滞納として繰り越した額は 415 千円です。年々滞納額は減少傾向にあり、現在も臨戸訪問等の徴収を実施しておりますが、更なる収納率向上を目指します。今後は、他の収納方法の導入も検討し収納率向上に努めます。

今後の推移の算出のため、簡易水道使用料改訂計画（案）を、あくまでも「目標・想定」として示しております。

④ 公営企業の経営に関する事項

平成 26 年 8 月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

このロードマップにおいて、平成 32 年 4 月に法制化を検討するため、平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取り組み期間として、人口 3 万人以上の団体については期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。

本町簡易水道事業は対象とはなっておりませんが、地方公営企業法の参照も視野に入れた運営を進めていきます。

また、施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、簡易水道事業を取り巻く環境は厳しくなってきました。

その中でも、継続的で安定した簡易水道サービスを提供していくためには、水道事業の全体像を構築する「水道ビジョン」、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできる「資産管理（アセットマネジメント）」導入に向け取り組んでいきます。

導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を進めて行く事が不可欠です。

なお、アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めて行く為のツールであり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていきます。

⑤ 経費削減に関する事項

簡易水道の水輸送のための導水ポンプ、浄水施設等における光熱水費、薬品費などの維持管理費は、水道運営には欠かせないものです。

管路の老朽化に伴う漏水の増加は、維持管理費の増大につながるため、漏水の早期発見と修繕により、経費のトータルの経費の抑制削減を目指します。

また事業における人件費に関し、現在町行政事務職員 45 名の平均年齢は 44 歳 11 カ月と高い水準となっています。今後の推移として、自然退職により平成 33 年度までに 41 歳程度に下がり、特別会計における人件費の縮減が見込まれます。

⑥ 情報公開に関する事項

これまでも町の広報誌やホームページを活用して、簡易水道利用者への適宣情報を提供してきました。

今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、単年度ごとに決算収支をもとにした進捗管理をおこない、使用料改訂を予定する年の前年度（平成 31 年度及び 36 年度）には戦略のローリングを実施し、内容の見直しや事後検証に取り組んでいきます。

⑦ その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできましたが、一般行政部局や簡易水道業務に携わる民間企業、他事業体とも連携して取り組んでいきます。

別紙①

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画
(収支計画)

区分		年度		H28年度 (決算)	H29年度 (決算) (見込)	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
収益的収入	1 総収入	益(A)	益(B)	71,038	60,307	59,698	59,237	58,952	58,303	57,628	56,807	55,995	55,181	54,490	54,099
	(1) 営業収入	業 益	業 益	47,398	45,933	45,623	45,224	49,418	50,013	49,598	49,128	48,799	50,738	50,319	49,850
	ア 料 金 入	入	入	47,392	45,932	45,623	45,224	49,418	50,013	49,598	49,128	48,799	50,738	50,319	49,850
	イ 受 託 工 事 収 益	収 益	収 益												
	ウ その他	他	他	6	1										
	(2) 営業外収入	外 収 益	外 収 益	23,640	14,374	14,075	14,013	9,534	8,290	8,030	7,679	7,196	4,443	4,171	4,249
	ア 他 会 計 繰 入 金	繰 入 金	繰 入 金	23,623	14,318	14,075	14,013	9,534	8,290	8,030	7,679	7,196	4,443	4,171	4,249
	イ その他	他	他	17	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総費用	費 用	費 用	70,982	60,307	59,698	59,237	58,952	58,303	57,628	56,807	55,995	55,181	54,490	54,099
	(1) 営業費用	業 費 用	業 費 用	61,560	51,878	51,832	51,739	51,815	51,722	51,596	51,503	51,445	51,387	51,306	51,237
収益的支出	ア 職 員 給 与 費	給 与 費	給 与 費	5,268	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	うち退職手当	退職 手 当	退職 手 当												
	イ その他	他	他	56,292	46,578	46,532	46,439	46,515	46,422	46,296	46,203	46,145	46,087	46,006	45,937
	(2) 営業外費用	外 費 用	外 費 用	9,422	8,429	7,866	7,498	7,137	6,581	6,032	5,304	4,550	3,794	3,184	2,862
	ア 支 払 利 息	利 息	利 息	9,422	8,429	7,866	7,498	7,137	6,581	6,032	5,304	4,550	3,794	3,184	2,862
	うち一時借入金利息	一時 借 入 金 利 息	一時 借 入 金 利 息												
	イ その他	他	他												
	3 収支差引	(A)-(D)	(E)	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 資本的収入	的 収 入	的 収 入	52,247	97,577	287,934	322,157	167,537	192,820	52,749	54,035	58,386	59,853	52,265	46,088
	(1) 土地	方 平 準 化 費	方 平 準 化 費	0	14,500	93,300	101,800	43,500	52,700	0	0	0	0	0	0
資本的収入	うち資本費平準化費	平 準 化 費	平 準 化 費												
	(2) 他会計補助金	補 助 金	補 助 金	44,228	72,067	143,394	152,491	94,992	104,926	52,749	54,035	58,386	59,853	52,265	46,088
	(3) 他会計借入金	借 入 金	借 入 金												
	(4) 固定資産売却代金	売 却 代 金	売 却 代 金												
	(5) 国(都道府県)補助金	補 助 金	補 助 金	0	4,364	51,240	67,866	29,045	35,194	0	0	0	0	0	0
	(6) 工事負担金	担 金	担 金	8,019	6,646	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) その他	他	他												
	2 資本的支出	的 支 出	的 支 出	52,247	97,577	287,934	322,157	167,537	192,820	52,749	54,035	58,386	59,853	52,265	46,088
	(1) 建設	改 良 費	改 良 費	27,502	70,763	258,393	291,968	136,682	161,278	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
資本的支出	うち職員給与費	給 与 費	給 与 費												
	(2) 地方債償還金	償 還 金	償 還 金	24,745	26,814	29,541	30,189	30,855	31,542	32,249	33,535	37,886	39,353	31,765	25,588
	(3) 他会計長期借入金返還金	金 返 還 金	金 返 還 金												
	(4) 他会計への繰出金	繰 出 金	繰 出 金												
	(5) その他	他	他												
	3 収支差引	(F)-(G)	(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:千円, %)

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	H28年度 (決算)	H29年度 (決算) [見込]	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
収支再差引	(E)+(J)	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	47,398	45,933	45,623	45,224	49,418	50,013	49,598	49,128	48,799	50,738	50,319	49,850
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{((R)/(S)) \times 100}{(S)}$	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{((T)/(V)) \times 100}{(V)}$	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	H28年度 (決算)	H29年度 (決算) [見込]	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
収益的収支分													
うち基準内繰入金		23,623	14,318	14,075	14,013	9,534	8,290	8,030	7,679	7,196	4,443	4,171	4,249
うち基準外繰入金		6,548	6,920	3,039	2,657	2,269	1,806	1,469	1,224	1,096	1,043	987	932
資本的収支分													
うち基準内繰入金		17,075	7,398	11,036	11,356	7,265	6,484	6,561	6,455	6,100	59,853	52,265	46,088
うち基準外繰入金		44,228	72,067	143,394	152,491	94,992	104,926	52,749	54,035	58,386	13,187	11,824	11,970
合計		16,808	31,544	19,164	20,530	20,359	21,840	18,552	14,845	13,187	13,772	11,824	11,970
		27,420	40,523	124,230	131,961	74,633	83,086	34,197	39,190	45,199	46,081	40,441	34,118
		67,851	86,385	157,469	166,504	104,526	113,216	60,779	61,714	65,582	64,296	56,436	50,337

別紙② 投資・財政計画の策定に当たっての説明

ア) 投資・財政計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

佐久浄水場の新設、及び老朽管更新費用として国庫補助事業費を計上しています。(平成30～33年度)

定期的に発生する量水器の更新費、既設機器類等の改良費は、実績の平成21～28年度平均(量水器の更新スパン8ヶ年平均+機器等の更新、修繕費)を計上しています。

○防災・安全対策等に関する事項

計画期間中の事業の予定はありません。

イ) 投資・財政計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

財源は、佐久浄水場の新設及び老朽管更新事業については、国庫補助金と企業債を主な財源とします。国庫補助金は、事業費全体の25%です。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

使用料の基本となる有収水量は、平成28年度中川町中川簡易水道事業変更認可申請書の計画値によりますが、平成28年度の実績では営業水量の減少があることから、認可値より実績水量との差を減じて予測を行います。

また、平成33年度からは、歌内地区の給水区域の拡張による有収水量の増加を見込みます。

なお、料金改定により、平均料金単価は平成32年度より10%、平成37年度より5%の増加を見込みます。

○企業債に関する事項

計画期間中の企業債発行として佐久浄水場の新設と中山間事業分があり、簡水債による借入があります。低金利の時期であり、現時点では簡水債0.3%(5年据置30年償還)を計算条件としています。

○繰入金に関する事項

営業収益で賄いきれない営業費用について基準外繰入で算定しております。

ウ) 投資・財政計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項

営業費用において経費削減につながるかは不透明のため、現状ベースで算定しております。

○職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は困難ですが、今後数年間での退職者が多く平均年齢が下がることが想定されるため、平成28年度の実績で、現状維持で推移するものとします。

○動力費・薬品費に関する事項

認可計画として、有収率(有効率)の向上を見込んでおり、将来的には配水量は微減となることから、既設分の動力・薬品費は微減を見込みます。

なお、佐久地区では浄水場新設の平成32年度から動力・薬品費の増加を見込みます。

○修繕費

修繕費は、平成26～28年度の実績平均をベースに算定しております。

○委託費に関する事項

既設浄水場の維持管理委託は従来どおりです。佐久の新設浄水場は、維持管理が既設より軽減されますが、日常点検等は従来どおりであるため、平成26～28年度の実績平均をベースに算定しております。

○広域化に関する事項

広域化については、地勢的な条件から難しく、本計画では扱っていません。

○その他

平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しております。

中川町簡易水道事業経営戦略

平成 30 年 2 月

北海道中川町環境整備課

TEL : 01656-7-2815

FAX : 01656-7-2440

メール : nakagawa-kankyo@town.nakagawa.hokkaido.jp